

豊中市市民農園運営助成要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、市民が土に親しみ収穫を喜びとする園芸の場（以下「市民農園」という。）の提供の促進を図ることを目的に開設されている市民農園の助成に関し、市民の健全な余暇活動を増進し、農地の保全と農家の経営安定に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成市民農園の要件)

第2条 この要綱により規定する助成対象農園は、次の各号に掲げる要件を備えている農地でなければならない。

- (1) 市と貸付協定を締結した農園であること。
- (2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定による豊中市農業委員会の承認を得ること。
- (3) 市民農園として2年以上供することができること。

第2章 助 成

(助成金の交付及び額)

第3条 市民農園開設者は、市民農園運営費助成金として、市民農園の用に供する農地に対する固定資産税及び都市計画税の年税額の10パーセントに相当する額の交付を受けることができる。ただし100円未満は切り捨てる。

2 この要綱による助成金は予算の定めるところによる。

(助成金の交付申込み)

第4条 前条に規定する助成金の交付を受けようとする市民農園開設者は、市民農園運営費助成金交付申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には次に定める書類等を添付しなければならない。

ア. 市民農園の用に供した農地に対する固定資産税及び都市計画税の年税相当額が記載された書類及び完納を証する書類

イ. その他市長が必要と認める書類

3 助成金の交付申込みの時期は、市長が別に定める。

(交付決定及び通知)

第5条 市長は前条の規定により申込書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付する旨の決定をしたときは助成金交付決定通知書により、助成金を交付しない旨の決定をしたときは、助成金不交付決定通知書により、当該市民農園開設者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 市長は、前条の規定により助成金を交付する旨の決定をしたときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 第2条の規定を遵守すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項。

(助成金の交付請求等)

第7条 第5条の規定による交付決定通知を受けた者は、速やかに、市民農園運営費助成金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 助成金は市民農園開設者の指定に基づき、当該開設者が指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、市民農園開設者がこの要綱の規定、又は第5条に規定する助成金交付決定通知書の交付条件に違反したときは、助成金の一部又は全部を取り消し、既に交付した助成金の一部又は全部の返還を命ずることができる。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(相続による地位の承継)

第9条 助成対象市民農園開設者が死亡した場合においてその相続人(相続人が2人以上の場合は相続人全員又はその代表者)は、助成対象市民農園を承継するときは、相続を証する書類等を添付し、直ちに市民農園開設者地位承継届を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出があったときは、当該届出に係る者において市民農園開設者の地位を承継し、この要綱による運営及び助成に関し、被相続人に属する権利義務を承継する。

第3章 雑 則

(協力)

第10条 市民農園開設者は市と締結した貸付協定を遵守しなければならない。

(書類の様式)

第11条 この要綱に基づく申込書、届出書その他の書類の様式は、市長が別に定める。

(委任規定)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成元年4月1日施行の豊中市市民農園運営要綱は、これを廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日に一部改正し、同日から施行する。ただし、第16条第1項第2号の規定は平成10年5月1日に開園した市民農園については改正前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年6月30日に一部改正し、同日から施行する。
- 2 第16条第1項第1号の規定は、平成12年度以降新規に第5条の規定により指定し、開園した市民農園に適用する。
- 3 平成11年5月1日に開園した市民農園の水道使用料については、平成12年度に限り改正前の第16条第1項第3号、第17条第2項第3号及び20条第2項第3号の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日に一部改正し、同日から施行する。ただし、第16条第1項第2号の規定は平成12年5月1日に開園した市民農園については改正前の規定によるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日に一部改正し、同日から施行する。ただし、第16条の規定は平成15年5月1日に開園した市民農園については改正前の規定によるものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 4 月 1 日施行の豊中市市民農園開設及び運営助成要綱は、これを廃止する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。ただし、第 3 条の規定は平成 23 年 5 月 1 日に開園した市民農園については改正前の規定によるものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。